

資料 3

「食の安全・安心のための
政策大綱工程表のポイント」

平成十五年
農林水産省消費・安全局

食の安全・安心のための政策大綱工程表のポイント

平成15年8月
農林水産省

食品安全委員会との適切な関係の構築

食品のリスク評価を行う食品安全委員会に対し、8月から、順次、諮問を行っています。また、11月以降、政府は食品安全基本法に基づく基本的事項を決定し、食品安全委員会と農林水産省、厚生労働省などとの間で、連携・政策の具体的手法に関する取り決めを締結します。

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会の運営

8月7日に第1回消費・安全分科会を開催しました。今後は、9月中を目途に消費・安全分科会家畜衛生部会を開催し、家畜の飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針について審議を開始します。

農畜水産物・食品の安全性確保の強化

○ 生産資材の適正な使用の推進と取締等の徹底

農薬、肥料、飼料などの適正使用を確保するため、(独)農薬検査所、(独)肥飼料検査所などによる立入検査を随時実施します。また、マニュアルの作成及び研修を行った上で、地方農政事務所による生産資材の適正使用の指導及び立入検査を実施します。

特定防除資材、特定普通肥料及び抗菌性飼料添加物について指定、見直しを進めます。また、養殖水産動物の飼料の規格・基準の設定、動物用医薬品の使用基準の見直しを進めます。これらについては、食品安全委員会に諮問を行い、その結果をもとにとりまとめ、順次公表します。

漁網防汚剤と酸処理剤の使用実態を調査し、その結果をとりまとめます。

○ 産地におけるリスク管理の推進

カドミウム、鉛、水銀、かび毒、残留農薬などについて、(独)農林水産消費技術センター、地方農政事務所などがサンプリング、分析を行い、全国的な実態を把握するためのモニタリング調査を進めます。その結果については、3月以降、順次公表します。

カドミウムの吸収抑制対策のための調査、植物によるカドミウム浄化試験を行い、カドミウムのリスク管理対策を推進します。

畜産物の衛生管理ガイドラインの普及・定着を進めます。また、野菜の衛生管理技術について情報収集を行い、講習会などを通じて改良普及員などに提供します。水産物の品質管理マニュアルを作成します。

○ 食品の製造・加工、流通における取組の促進

HACCP(ハサップ:危害分析重要管理点)手法の導入をはじめとした食品の衛生管理技術の高度化を図るため、食品製造業などに対し、HACCP対応施設の整備等の支援を行います。

食品安全に関する企業のコンプライアンス(法令の遵守)の確立を図るため、食品事業者に対する情報提供などにより企業の問題意識を醸成し、企業ごとの行動規範づくりを促します。農林水産業の関係団体ごとに取組状況などの総点検を行い、コンプライアンスの徹底を図ります。また、企業内部などからの通報があった場合の対応マニュアルを作り、適切に対応します。

「食料品消費モニター」を活用して、消費者の食料品の安全性に関する意識調査を行います。また、食品安全のための食品事業者の取組について、(独)農林水産消費技術センターのホームページに掲載して、消費者への情報提供を行います。

○ 輸入食品の安全の確保

在外公館、関係団体などを活用して、輸出国などのリスク管理状況や食品リスク関連情報、消費者の動向を収集し、隨時公表します。

政府が輸入する外国産米麦について、検査機関による残留農薬検査を隨時実施し、その結果を3月にとりまとめます。また、外国産米麦の新しい安全検査体制について検討を進め、12月までに体制案をとりまとめます。

国内で販売される輸入野菜などに含まれる残留農薬について、(独)農林水産消費技術センターと地方農政事務所でサンプリング・分析を行い、その結果を四半期ごとに公表します。基準を上回る残留農薬を見つけた場合は厚生労働省に情報提供し、隨時公表します。

○ 消費者が不安を感じる有害汚染物質の管理の強化

カドミウム、ダイオキシン類などの有害汚染物質ごとに、省内横断的な「対策検討チーム」を設置します(9月1日)。チームごとに作業予定表を策定・公表し、これに沿った対策を進めます。

国際機関の活動への参画

○ 国際食品規格(コーデックス)委員会への対応

コーデックス委員会におけるカドミウム、ダイオキシン類などの国際的な基準の検討に積極的に参画します。

人畜共通感染症を含む家畜防疫体制の強化

○ 家畜伝染予防法に基づく対策の徹底

12月を目途に家畜の飼養衛生管理基準と特定家畜伝染病防疫指針を決定・公表し、これらにより家畜伝染予防法に基づく対策を徹底します。

BSE対策特別措置法に基づき、現在、36県で実施している24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査について、16年4月より完全実施します。また、検査結果については毎月公表します。

BSEの感染源・感染経路の究明については、BSE疫学検討チームにおいて検討を進め、10月までに報告書のとりまとめを行います。

家畜伝染病予防法に基づく届出、検査などにより、人畜共通感染症を含む監視伝染病の発生状況を監視します。また、厚生労働省と連携して、人畜共通感染症のサーベイランスを実施します。

食品表示・JAS規格の適正化の推進

○ 監視の徹底

「食品表示ウォッチャー」や「食品表示110番」を活用した食品表示の監視を徹底します。また、国と(独)農林水産消費技術センターによる監視を強化し、一般調査の結果については半年ごとに公表します。これらの監視により不適正な表示があった場合は、改善を指導します。

○ 表示ルールの改善

わかりやすい食品の表示制度を実現するため、ルールについて、厚生労働省と共同で「食品の表示に関する共同会議」を開催し、表示基準の見直しを進めます。また、牛肉の生産情報公表JAS規格については、12月以降の施行に向け、検討を進めます。

トレーサビリティシステムの確立

○ 食品一般

9~10月に各地域で「トレーサビリティ地域フォーラム」を開催し、トレーサビリティに関する普及啓発活動を進めます。また、消費者、生産者、事業者などの「トレーサビリティに関する意見交換会」を開催し、その意見も参考にしながら、15年度中にトレーサビリティ促進方策をとりまとめます。一部の品目については、15年度中に「品目別導入の手引き」をとりまとめます。

米については、トレーサビリティシステムの運用試験を行い、順次稼働を開始します。

○ 牛肉

牛肉トレーサビリティ法の施行(生産段階:12月1日)に向け、担当者会議や実務担当者研修を開催して制度の周知を図ります。牛の飼養者など管理者による届出を進めます。11月までに立入検査要領、手引きを作成します。9月から食肉販売事業者にはレベラー計量器などのリースを始めます。

リスクコミュニケーションの推進

農林水産大臣と消費者等との懇談会を定期的に開催します。地方段階においても、地方農政局ごとに関係者との懇談会を開催します。個別テーマごとのリスクコミュニケーションを順次行います。消費者、生産者、事業者などが行う勉強会に参加して食の安全・安心に関する情報を提供します。

食育の推進

雑誌、パンフレット、WEBなどさまざまな方法を活用して、食品の選び方や食生活改善など食に関する情報提供活動を進めます。地方農政局などに地域協議会を設置し、関係機関や有識者などからの意見をうかがいながら、地域における食育の推進方策について意見交換を進めます。

1月の「食を考える月間」では、食育フェア(展示会)などを開催します。地域段階でも地方自治体、消費者団体、JAなどと連携しながら、各種イベントを集中的に開催します。

文部科学省、厚生労働省、農林水産省の3省が連携して、食育の推進について検討を進めます。

シンポジウム、料理教室、体験学習などを通じて、品目ごとの食に関する普及啓発を進めます。

産地と消費者の信頼を深めるための取組の促進

消費者、生産者、食品事業者等との意見交換会を開催して、3月を目途に「顔の見える関係づくり」に向けた産地と消費者の信頼を深めるための方策をとりまとめます。

消費者と生産者が連携して地産地消を推進するための協議会への支援などを通じて、消費者のニーズに対応した生産活動や製造・販売活動を進めます。

植物検疫の着実な実施

火傷病パネルについては、7月15日に公表されたパネル報告の内容は我が国にとって承服できない内容であることから、8月28日に上級委員会の審議を求める申立てを行いました。年内には上級委員会報告が出される予定です。

植物検疫に関する研究会について、年内を目途に更に3回程度研究会を開催し、今後の植物検疫のあり方についてとりまとめます。

的確な危機管理

「食品安全危機管理対応チーム」を設置し、万一の危機に対する体制を整備します(9月1日)。「危機管理マニュアル」を作成し、マニュアルに沿った危機対応ができるよう職員への周知を図ります。

食の安全・安心を確保するための環境保全の取組

漁場環境におけるダイオキシン類などのモニタリング調査を行い、その結果を3月以降に公表します。また、都道府県ごとに漁場改善計画の策定・見直しを進めます。

地域におけるバイオマスの利活用をさらに進めるための方策を検討します。また、シンポジウムやホームページなどを通じてバイオマスの利活用に関する情報提供を進めます。

研究開発の充実

有害物質の環境中の動態や生物体内における蓄積過程の解明、リスクを低減するための生産・流通・加工・貯蔵技術の開発などリスク管理を支える研究開発を進めます。

また、その成果については、シンポジウムやインターネットなどを通じて、わかりやすく情報提供を進めます。

食の安全・安心の確保

農産物の安全性確保の強化

<2,728(1,001)百万円>

- (1)肥料・農薬・飼料・動物用医薬品の適正使用の推進と取締りの徹底
- (2)有害物質(カドミ、ダイオキシン等)の管理
- (3)消費者がより安心できる病害虫防除手法の確立
- (4)輸入農産物の安全確保
- (5)国際規格(コーデックス)への対応

- 農薬的資材の情報収集、農薬に関する情報公開、汚泥肥料・飼料等の有害物質調査、動物用医薬品等の使用基準等の設定 等
- 有害物質のリスク管理(実態把握・栽培技術の実証)、土壤汚染の除去 等
- 農薬のみに依存しない総合的防除手法・農薬の飛散防止技術の確立 等
- 輸入農産物のリスク管理(実態把握・情報提供)
- 国際規格に対する的確な対応

家畜防疫体制の強化

<2,867(1,923)百万円>

- (1)家畜伝染病予防法に基づく対策の徹底
- (2)人畜共通感染症対策の強化
- (3)BSE対策の徹底(死亡牛全頭検査を16年度から完全実施)

- 飼養衛生管理基準・防疫指針の徹底
- 海外の発生状況等のサーベイランスの強化
- 死亡牛全頭検査体制の整備(BSEエライザ検査キット等の助成)

トレーサビリティシステムの確立

<4,946(4,961)百万円>

- (1)牛肉のトレーサビリティシステムの確立
(本年12月生産段階で法施行)
- (2)他の食品のトレーサビリティシステムの確立

- 牛肉トレサ法の確実な実施
- 信頼性の高いシステムの開発・実用化の推進

食品表示・JAS規格の適正化

<604(448)百万円>

- (1)食品表示の監視指導
- (2)JAS規格の普及

- 食品表示の普及啓発、DNA鑑定の活用、消費技術センターの共通相談窓口の拡充 等
- 有機JAS規格・生産情報公表JAS規格の普及啓発 等

消費者等とのリスクコミュニケーション

<362(330)百万円>

- 消費者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の懸念や意見を施策に反映

- 意見交換会の開催、ホームページ開設、食の安全・安心情報交流ひろばの運営(共同ワークショップの開催、食品事故情報の提供)

「食育」活動の推進

国民的な食育活動の展開

- ・農業、食品産業などフードチェーン各段階における体験学習等のモデル的なシステム作りを推進
- ・単身世帯や若年層に対し、外食等を活用した食育推進方策を検討、成果の普及・啓発
- ・「食育教室」を開催し、親子で食の安全・安心等について学習するとともに、産地や生産過程を明らかにした食材を使った調理教室等を開催
- ・対象特性毎の普及・啓発資材の作成・配布
- ・マスメディアを通じた食に対する情報提供活動の展開
- ・「食を考える国民会議」会員による啓発活動を支援

全国的な取組の展開

食を考える月間

- ・平成15年から毎年1月を「食を考える月間」とし、国民各層の参加を得て「食」について改めて考え方直すための様々な取組を展開



食育実践手法の高度化・多様な活動の推進

- ・食育推進コンクール
- ・食育の実践方策に関する研究活動の実施
- ・地域食材・食文化の発掘調査、成果の全国的な普及・啓発



食育推進ボランティア

- ・全国で約3万人を養成（各都道府県で食育推進のための講習会を実施し、専門分野ごとにリスト化）
- ・生産者、衛生管理関係者、栄養学関係者、学校給食関係者などで構成し、食生活改善や食の安全・安心、地域食文化の増進等に関する普及・啓発活動を推進

地域での取組の実践

学校給食を通じた取組

- ・地域の食材等を活用した給食により、子供たちに「食」や農業生産現場についての理解を深めてもらい、安全・安心に関する理解の増進に資するための活動への支援を強化



消費者と生産者の相互理解に向けた取組

- ・朝市・夕市等を通じた消費者と生産者の相互理解の促進
- ・地域特産物を用いた調理講習会等による地域の食に対する理解の増進

